

令和8年3月27日

職員の懲戒処分等について

下記のとおり懲戒処分を行ったので、小矢部市職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき公表します。

1 被処分者の 所属・職位、性別	産業建設部 課長補佐級 男性
2 処分の内容	減給 10 分の 1 6 か月
3 処分理由 (事案の概要)	被処分者は、管理施設に係る委託料や修繕料などの支払事務を速やかに処理せず放置し、94 件 10,864,224 円の支出を遅延させた。このうち、令和 6 年度に支出すべき 28 件 1,549,646 円については、最長 15 か月遅延させ、令和 7 年度に支出することとなり、市政への不信を招いた。 地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、懲戒処分を行うものである。
4 処分年月日	令和 8 年 3 月 27 日
5 管理監督者処分	課長級 厳重注意

1 被処分者の 所属・職位、性別	産業建設部 主任級 男性
2 処分の内容	減給 10 分の 1 1 か月
3 処分理由 (事案の概要)	被処分者は、公共料金の口座振替事務において、誤って二重に引き落とし (3,799 件、56,530,797 円) を行い、市民生活に影響を与えるとともに、市政への不信を招いた。 地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、懲戒処分を行うものである。
4 処分年月日	令和 8 年 3 月 27 日
5 管理監督者処分	課長級 厳重注意 課長補佐級 厳重注意